

第137回東京都自然環境保全審議会

議 事 録

平成29年 3 月 13 日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前 9 時 3 0 分開会)

○宮武計画課長 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより第137回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また朝早い中からお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、定足数について御報告いたします。本日、電車の運行状況の関係で、少しおくれる旨の御連絡をいただいている委員がいらっしゃいますが、現時点で21名の御出席を賜っております。過半数の委員の出席をいただいておりますので、審議会規則の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、事務局でございますが、本日、環境局長の遠藤が急用がございまして欠席させていただきます。大変恐縮でございますが、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の議事でございます。お手元の会議次第をご覧いただきたいと思います。

本日の審議案件は、規制部会案件の議案が2件、計画部会からの報告事項1件となります。

規制部会の案件につきましては、まず事務局から事案の概要を、続きまして部会長から部会での審議経過について御報告いただきます。その後、委員の皆様には御審議いただきたいと存じます。

報告事項につきましては、部会長及び事務局からの御説明の後、委員の皆様には御審議いただきたいと存じます。

なお、御発言される場合には挙手をしていただき、会長から指名がございましたら係員がマイクをお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。大変資料が多くて恐縮でございますが、まず、議題1「成木開発株式会社拡張事業について」に関する資料として、資料1-1から1-7までがございます。

続きまして、議題2「株式会社村尾組成木工場拡張事業について」の資料が、同じく資料2-1から2-7までの7種類でございます。

議題3「自然公園ビジョンの策定について」が、3-1及び3-2の2種類でございます。

会議中ではございますが、不足する資料がございましたら、挙手をいただければ係のほうからお持ちさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、参考資料といたしまして、参考資料1、審議会委員名簿、参考資料2、諮問文(写)、

参考資料 3、開発許可制度についての資料、参考資料 4 が開発許可の手引きでございます。

そのほか、資料番号を付していない資料として、ハヤブサの保全計画書及び猛禽類調査報告書を席上に配付してございます。

資料についての説明は以上でございます。

以後の進行につきましては、村山会長、よろしくお願いいたします。

○村山会長 それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきます案件の諮問文は、参考資料としてお手元に配付してございますので、朗読については省略をさせていただきます。

また、これは委員の皆様方へのお願いになるわけでございますけれども、本審議会は東京都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査・審議することを目的として設置された機関でございますので、本日の審議に当たりましても、自然の保護と回復を図るという観点からの御審議をいただければと思っております。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

初めに、諮問第433号「成木開発株式会社拡張事業について」、まず、事務局から事案の説明をいただきますけれども、議事に入る前に、本日の資料の取り扱いについて説明があるということですので、お聞き取りいただければと思います。

○内藤緑環境課長 環境局自然環境部緑環境課長の内藤でございます。着席にて説明させていただきます。

本日 2 件の規制部会案件の議事に共通することといたしまして、最初の議事について審議する前に、資料の取り扱いについて御説明いたします。

本日、配付させていただきました資料のうち、資料番号を付していないハヤブサの保全計画書及び猛禽類調査報告書には、猛禽類の生息場所等に関する調査結果が掲載されております。これらの調査結果が公開されますと、営巣地への人の立ち入りや密漁など、猛禽類などへの影響が及ぶおそれがございます。このような情報は、東京都情報公開条例第 7 条第 6 号の当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものに該当し、条例の非開示情報に当たるものと考えております。

このため、これらの資料につきましては、本日の審議終了後、事務局で回収させていただくとともに、その後も非公開とし、また、議事録についても非公開としたいと思っておりますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴者の皆様に配付させていただいた資料には、非開示情報に当たる希少動植物の

位置情報について資料から削除しておりますので、御了承いただきたいと思います。

説明は以上です。

○村山会長 ただいま事務局から説明がございました資料の取り扱いについて、説明のとおりということではよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、本日のハヤブサの保全計画書、猛禽類調査報告書につきましては非公開として、審議終了後、事務局で回収をしていただくことといたします。また、議事録についても、非公開とさせていただきますことといたします。

諮問第433号、成木開発株式会社拡張事業につきまして、まず、事務局から事案の説明をお願いいたします。

○内藤緑環境課長 それでは、議案の説明をしたいと思いますのですが、議案の御説明の前に、今回第22期の審議会では、開発地を拡張する事案の審議は初めてですので、大変恐縮ですがA4の資料で参考資料3「自然保護条例の開発許可制度について（採石業）」で、制度の概要を御説明したいと思います。お手元に御用意いただけますでしょうか。

この参考資料3の表には、採石業を行う場合の一般的な規制をまとめております。例えば採石法では、災害防止の観点から、採取計画の認可制度が定められております。また、森林法では、森林保全の観点から、林地開発許可制度がございます。

今回、御審議いただきます自然保護条例に基づく開発許可では、主に自然の保護と回復を目的とした許可制度でございます。以下、表の下の方には、公害防止に向けた規制、河川利用に係る規制、火薬の安全管理など、採石の実施に当たってはさまざまな規制をクリアする必要があるございます。

こうした規制がある中で、資料の一番下でございますが【自然保護条例に基づく開発許可制度のねらい】といたしまして「損なわれる自然を最小限にとどめ、自然が損なわれた場合は、その回復を図る」との趣旨に基づき、事業者が自然環境に配慮した計画を促し、もって開発と自然の保護の両立を図ることを目的としております。

この資料の裏面をご覧くださいなのですが、今回の私どもの条例の開発許可基準を一部抜粋して記載しております。

まず、規則第52条第1項では、既存樹木の保護の検討を規定しております。

規則第52条第2項第1号では、土地の利用、施設計画、工事の施工方法についての配慮。

第2号では、土地の形質変化が必要最小限であること。

第3号は、切り土、盛り土、排水等に係る安全管理。

第4号では、雨水の地下浸透についての配慮が規定されております。

第5号では、事業地内の土壌の植栽への利活用。

第6号では、動植物の生息、生育への配慮を規定しております。この動植物への配慮につきましては、従来から本審議会でも多くの議論があったところでございます。

最後の第7号では、確保すべき緑地の基準を定めております。

このように、開発許可制度では、自然環境に配慮した観点から許可基準を定めておりますので、こうした視点に御留意の上、御審議をいただければと考えております。

参考資料3の説明は、以上でございます。

引き続きまして、今回の議案について御説明をしたいと思います。まず、説明の仕方なのですが、今回、机上にたくさんの資料を御用意させていただきましたので、なるべく効率的に御説明いたします。

今回使う資料としまして、右肩に資料1-1と書かれました「成木開発（株）拡張事業について」というA3カラー刷りの1枚でございます。あと、これに付随する形で、カラー刷りのA4の「成木開発（株）拡張事業 土地利用計画図」という図面がございます。こちらも説明に利用したいと思っております。もう一つ、A3の束になったものでございますが、右肩上に資料1-3と書かれました「成木開発株式会社 採掘区域拡張事業 自然環境保全計画書」の3部を使って御説明したいと思っております。基本は、資料1-1を中心に説明したいと思います。お手元に御用意いただきたいと思います。

それでは、議案について説明したいと思います。まず、資料1-1の左上の「1 事業概要（現状）」をご覧ください。事業地は、青梅市の東青梅駅から北西約4.5キロに位置する採石場でございます。

下の「2 主な経過」でございますが、当事業者は昭和53年に採石場としての開発許可を取得以来、3回にわたる拡張の変更許可を受けておりましたが、今回、第4回目の拡張を行うことにより、事業を継続する意向でございます。

下の「3 変更内容及び変更理由」でございます。変更内容としまして、採掘区域を2.2ヘクタール拡張し、これに伴いまして、採掘期間を6.5年延長する計画でございます。

こちらの別紙の図面をご覧いただきたいのですが、現況図を上段に、計画完了後を下段に示しております。北西部側の黒い点線で囲った区域が、今回申請のあった新たな採掘区域で

ございます。

また、変更の理由につきましては、以後、概要版と呼びたいと思うのですが資料1－3の4ページをごらんください。右の地図をご覧くださいなのですが、現在、事業者は地図上の赤い丸で囲った南西部の区域を掘り進めておりますが、以前採掘していた青い丸で囲った区域における平成23年当時の製品構成と比較しますと、現況の円グラフでは黄色の路盤材が半数を占め、ここではグリーンで示しておりますコンクリート材、ブルーで示しておりますがアスファルト材、こうした主要製品の製品構成比が低下しております。

上段には、参考情報として全国と東京都における平成27年の製品別生産量の円グラフを示しておりますが、主要製品の生産比率の低さから、事業者は製品構成のバランスを解消する必要があると考えております。

こうした中、今後、採石需要の上昇が見込まれる中で、質の高い岩石が期待される北西部の土地が確保できたこと、さらにはこれまでの知見を生かして確実性の高い緑地保全策を実施できることから、事業者は今回、採掘区域の拡張を計画したところでございます。

概要版の次のページをご覧くださいなのですが、地図がございまして、拡張する区域を検討した結果を示しております。

まず、北側について申し上げますと、これはやはり民家が既に近い。また、濃いグリーンで書かれておりますが、地域に昔からあるモミ群落が多く存在すること、また、開発によって沢を分断することから、この方向は回避しております。東側については、民家が近いことや森林法の規制に対応できないこと。また、南側につきましても、民家に近いことに加えて、都の森林再生事業地であることから、回避をしております。西側のほうに目を移しますと、沢を分断するなど、水環境への影響が大きいことから、やはり回避をされております。

今回、拡張する北西側は、モミ群落が一部存在するものの、沢を分断することなく採掘できること、また、住民の生活環境への影響も小さいこと、さらには、良質な岩石が得られることから、事業者は北西部の開発を検討しております。

なお、同じ資料の7、8ページをご覧くださいと、今回、予定しております拡張区域の岩質を評価した試験結果をまとめております。岩石の耐久性、安定性などから、事業者は良好な岩石の採掘が期待できると見込んでおります。

資料1－1にお戻りください。次に左下の「4 事業計画及び緑地の変化」をご覧ください。事業区域面積は、現在と同じ61.3ヘクタールとしつつ、採掘区域を2.2ヘクタール拡張するため、残留緑地面積も同じく2.2ヘクタール減少いたしますが、新たに植栽緑地を2.7ヘク

タール追加することで、全体の緑地率を0.8ポイント増加させる計画となっております。

別紙の図面に目を移していただくと、下側の図面の東側でございますが、新たな緑地として2.1ヘクタールを整備する計画となっております、こうした取り組みが、全体の緑地率を押し上げる要因となっております。

次に、資料1－1の右上の「5 自然環境調査の結果（概要）」をご覧ください。事業者は、採掘区域の拡張計画を策定するに当たり、自然環境調査を実施しております。主な調査事項と結果の概要を、簡単でございますが表でまとめております。

資料1－3の概要版18ページでございますが、左の図に今回の自然環境調査の調査手法の概要を記載しております。事業者は、前回の許可申請のために平成19年～23年に一度、調査を行い、保全計画書をつくるための基礎情報を収集しておりましたが、今回の変更に伴いまして、再調査が必要な調査項目を検討した上で、平成27年に補足調査を実施しております。

この補足調査の内容を、18～19ページの表にまとめておりますが、経年変化のある植物種、植物群落、緑の量、猛禽類や、拡張事業による影響が考えられます沢沿いの両生類、水生生物等について補足調査を実施しております。

なお、本案件につきましては、採掘計画の変更の許可申請となりますので、採掘区域の拡張により影響が考えられる生物種の調査結果を中心に、以下、この概要版の資料で御説明をいたしたいと思っております。

22ページをご覧ください。ここでは、植物種の調査結果をまとめております。左の図は平成20～23年の調査結果、右の図は平成27年の補足調査の結果でございます。新規の拡張区域には、この3つの沢の集水域が含まれることから、右の調査では沢沿いの調査も追加して実施しております。

こうした調査から、注目すべき種として新規採掘区域にトウゲシバなど10種、沢の周辺におきましてシケチシダなど23種が確認されておりました。

25ページには、事業区域全体の植物群落の調査結果をまとめております。2回の調査で大きな変化はなく、やはりスギ・ヒノキ植林がこの地域の大部分を占めております。

新規採掘区域に、注目すべき植物群落として0.47ヘクタールのモミ群落、ここでいうとちよっと緑色がかかったところでございますが、このモミ群落が確認されております。

次の26ページをごらんください。大径木の調査結果を右上の図にまとめております。新規拡張区域には大径木36本が確認されまして、そのうち28本がモミの木でございました。

29ページをご覧ください。両生類の調査結果をお示ししております。平成27年の補足調査

から、沢周辺に注目種としてタゴガエル、カジカガエルの2種が確認されております。

32ページをごらんください。底生動物の調査結果でございます。平成27年の調査結果から、沢周辺には注目種としてサワガニ1種が確認されております。

33ページをごらんください。猛禽類の確認状況でございます。平成19～23年の調査で、猛禽類は1目2科9種が確認されております。このうち、事業区域及びその周辺におきまして、ノスリの繁殖の可能性が考えられたため、営巣木の探索調査や市民団体への聞き取り調査を行いました。ノスリの繁殖はないと結論づけられております。なお、平成27年の補足調査におきましても、営巣木調査などの結果から、拡張区域及びその周辺において、ノスリ、オオタカの繁殖は認められませんでした。

最後に36ページをご覧ください。採掘の拡張による沢の影響を調査した結果を左下の図で示しております。ここでいうと集水区域、いわゆる水を受けて沢に流すための面積でございますが、グリーンで示した沢①の集水区域が14%、オレンジで示したエリアでございますが沢③が37%、ピンクでございますが沢④が7%減少することが、それぞれ確認をされております。

以上の調査結果を踏まえまして、自然環境に配慮した開発事業の実施に向け事業者が取りまとめた保全計画の概要について、ここから御説明をしたいと思います。

資料1-1をごらんください。右下の「6 自然環境保全計画書の概要」をご覧くださいと思います。まず「残留緑地の管理 植栽緑地の計画」についてでございますが、全体として、条例で定めた緑地基準を上回る緑地を確保しているとともに、新たに2.7ヘクタールの植栽緑地を整備する計画としております。

この詳細につきましては、先ほどの概要版の46ページでございます。この残留緑地の大部分を占めます先ほど申し上げたスギ・ヒノキの管理につきましては、左下に図がございますが、7つの管理区分を設けて「多摩の森林再生事業」に準じて7年に1回程度、間伐を実施する計画となっております。

また、次の47ページをご覧くださいなのですが、ここでは植栽計画、いわゆる緑化をする計画が記載されております。右側の中段の写真をご覧いただきたいのですが、これまで事業者のほうで犬走り部、いわゆる削った後の壁面でございますが、こちらにアカマツ、コナラ、エノキなどの郷土種を植栽し、針広混交林として順調に生育していることから、引き続き植栽を継続し、緑を増やしていく計画となっております。

資料1-1にお戻りください。右下の2点目の「モミ群落の保全」でございます。今回、

新規の採掘区域にあるモミ群落は尾根付近にありまして移植が困難であり、今回、伐採せざるを得ないため、事業者はモミの伐採の代償措置として、スギ・ヒノキ植林5.2ヘクタールを、モミを含んだ混交林に転換する計画としております。詳細につきましては、概要版の50ページをごらんください。右下の地図に、モミの代償措置を実施するエリアとして、赤とブルーで囲われた創出区域1、2の2カ所を今回設定しております。

次の51ページをごらんいただきたいのですが、右のイメージ図を眺めていただきたいと思います。例えば創出区域1では、スギ・ヒノキの一部を帯状に間伐しまして、モミの幼木を補植するとともに、周囲の広葉樹から種子が自然に散布されていくことで、モミを含んだ混交林化を図る計画としております。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと思います。事業者は、モミが重要な群落であることから、その再生に向けた検討を開始しておりました。写真を幾つか掲載させていただいておりますが、補植したモミの幼木もしくは自然に種がまかれた状態からモミが定着していることから、技術的にもモミの代償措置は十分に可能であると考えられております。

資料1-1にお戻りください。3点目の「注目される植物種の保全」でございます。新規の拡張区域や沢周辺に注目される植物が確認されたことを受け、新規採掘区域等に生息する注目種9種の全個体を残留緑地内に移植する計画でございます。また、集水区域の面積が減少する沢①と沢③につきましては、影響を受けやすい湿性の植物5種の半数を残留緑地内に移植する保全策を進める計画でございます。

詳細につきましては、先ほどの概要版の57ページをご覧くださいと思います。左の表に、今回移植予定の注目種をリストでまとめております。右の表には、網がかかっているものでございますが沢①、沢③沿いの湿性植物の移植リストでございます。このうち、沢につきまして半数を移植する理由として、集水区域の減少によって必ずしもこの沢が枯れ沢になるとは限らない。また、移植をすることで、逆に消失するリスクもございますので、その半数を移植する計画としております。

次の58ページをご覧くださいと思います。左上側でございますが、移植候補地を写真と地図で示しております。移植対象種の性質に合わせた候補地を選定してございます。

資料1-1にお戻りください。右下の表の4点目の「獣害対策」でございます。これまで植栽を実施する中で、シカによる苗木の食害や、イノシシの掘り返しなどの問題が顕在化してまいりましたので、その対策を今回、保全計画書の中で明確に位置づけることといたしました。

詳細については、先ほどの概要版の63ページをごらんください。左下の写真にありますように、植栽した苗木の被害防止対策としてネット柵の設置などを実施する計画となっております。

資料1-1にお戻りいただきたいと思います。次に、5点目の「沢の保全」でございます。自然環境調査から沢の集水域の一部が消失することを受け、スギ・ヒノキの間伐を行い、水源涵養能力の低下をできるだけ抑える対応を検討しております。

その下の「カエル類の保全」につきましては、事業区域内の調整池や沈砂池にモリアオガエルなどの生息が確認されていることから、繁殖期に当たる4～7月には土砂の浚渫を避ける計画としております。

その下の「表土の保全活用」についてでございますが、伐採により発生した土壌を保存し、植栽時の客土として利用する計画でございます。

次の「苗畑の設置」につきましては、植栽する樹木には周辺で採取した幼木または種子をもとに畑で育成したものを活用する計画としておりまして、地域の生態系にも配慮しております。

次の「排水計画」については、雨水の排出に当たっては、調整池で流量を調整した後に沈砂池に送り、土砂等を除去した上で河川に放流する計画でございます。なお、調整池は三多摩地域の30年降雨確率容量に対して、十分な容量を確保しております。

その下の「切土・盛土」につきましても、都の指導基準を満たした形となっております。

最後に「希少猛禽類の保全」についてですが、自然環境調査からオオタカなどの飛翔が確認されているため、新規の採掘区域で樹木を伐採する前には、しっかりモニタリングを行って繁殖状況等を確認する計画となっております。

事案についての説明は以上でございますが、この自然計画書をもとに、事務局側でまとめた開発許可基準の適合状況につきまして、A4の資料でございますが資料1-6を簡単に御説明したいと思います。先ほど、開発許可の基準を御説明したのですが、その適合状況を説明した表でございます。

まず、上からでございます。既存樹木の保護検討につきましては、山頂付近のモミ群落の移植が難しいことから、モミが混成する樹木の育成など代償措置を講じておりまして、適正に保護の検討が行われているものと考えております。

次に、1号の土地利用、施設計画、工事の施工方法についてでございます。基準を大きく上回る緑地を確保する計画であること。小段、先ほど写真でも見ていただきました犬走りに

速やかに緑化を行い、周辺樹林との調和を図る計画であること。また、段階的に発破して、騒音・振動を軽減する工事の方法を採用するなど、自然環境への配慮がなされております。

第2号につきましては、自然環境、生活環境等を配慮して、今回、拡張区域を北西側に設定したほか、拡張区域と残留緑地の境界部分を回復緑地とするなど、土地の形質変更を最小限にとどめることとしております。

第3号の切り土、盛り土、調整池につきましては、都の指導基準を遵守しており、安全面にも配慮された計画でございます。

第4号の雨水浸透につきましても、基準以上の緑地を確保しつつ、新たな舗装を行わない計画となっております。

第5号の事業地内の土壌の確保につきましても、植栽するに当たっての客土に再利用する計画としております。

第6号につきましては、これまで御説明したとおり事業地全体のスギ・ヒノキの混交林化を図る、注目種を移植する、モミの伐採に対して代償措置を行うということから、動植物の生息、生育にも配慮された計画であると考えております。

最後に、緑地基準も適合していることから、本案件につきましては、事務局で確認したところ許可基準全ての項目に適合しているものと考えております。

長くなりましたが、案件の概要説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○村山会長　ありがとうございました。

この件につきましては、規制部会において御審議をいただいておりますので、その結果につきまして下村部会長から御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○下村部会長　ちょっと電車のトラブルで遅れて失礼いたしました。

お役目ですので、成木開発株式会社の拡張事業につきまして、規制部会での審議結果を御報告いたします。私は、先ほどの資料1－1の後ろにあるA3の資料1－2を用いまして、報告をさせていただきたいと思っております。

まずは、審議経過でございますけれども、部会では平成28年の9月23日に現地の調査をいたしまして、10月11日に第1回目の審議、12月22日に第2回目の審議、先月でしたけれども平成29年2月6日に第3回目の審議を行いました。3回の審議と現地調査という形で審議をいたしました。

主な論点につきましては、資料1－2で列記してありますものを使って御報告いたします。

まずは1つ目ですけれども、新規の植栽緑地の整備ということです。これは拡張したこととあわせて事業区域の東側で2.1ヘクタールという紹介がありましたけれども、非常に大面積のコナラ群落の形成を行うことになっておりまして、当初の計画に対しまして、委員からは、この大きな面積を一括して植栽することは難しいので、もう少し効果的な植栽方法、リアリティーのあるものを検討してほしいという意見をいただきました。

同時に、当面植栽を行わないブロックが出てくるはずだと。時間経過に沿って計画を立てれば、一遍に植えることは難しいので、行わないブロックが出てきて、その土壌の浸食防止対策とかクズなどの植栽の妨げになるような植物が進入してくるでしょうから、そういった対策もあわせて考えてほしいという意見が出ました。

そうした意見に対しまして、事業者からは、そこに図でも示してありますとおり、植栽予定地を20メートル掛ける20メートルのブロックに分けて、約10年をかけてモザイク状に植栽を行っていくというプランが出てまいりました。

この緑化方法によって、段階的に緑化を進めて、植栽樹木か種子散布による緑化の拡大等も期待しながら、早期にコナラ群落の創出を目指すという計画案が提示されました。

また、当面植栽を行わないブロックについては、草本類の播種等も行いまして、土壌浸食とかクズの進入の防止を図るとともに、ツルが繁殖してしまった場合には伐採等も行うというような植栽の計画が提示されました。

こうした改善案を受けまして、部会としては、その植栽計画案、新規の植栽緑地の計画案に関しては一定の改善は図られたと考えております。

2つ目は、やはり非常に重要なモミ群落です。これは0.47ヘクタールですけれども、大径木も含むモミ群落を伐採する。それを消失してしまうことを部会でも非常に重く受けとめて、いろいろな議論が出ました。基本的には、その代償措置が極めて重要であるという認識で、そういう点も含めて検討いたしました。

ただ、事業者としては、モミの重要性は従前より認識しており、モミの再生に向けた検討を既に事業者としても開始しておりまして、先ほど御報告がありましたとおり、これまで試行的にも取り組んできて、モミの幼木は順調に活着していて、モミの代償措置の実効性は十分にあるのだという説明がありました。

それに対して、委員からは、やはり生育に長い時間を要するということですので、定期的にモニタリングを行いながら、その結果を踏まえて管理計画を検討する順応的管理の計画が必要という意見が出てまいりました。

また、モミの再生技術につきましては、まだ知見が十分蓄積されているわけではありませ
んの、モミの再生に取り組むほかの事業者、既にそういったことを進めているところもあり
ますので、そういったところと知見のノウハウを共有して進めてほしいという意見があり
ました。

こうした意見に対しまして、事業者からは、モミの再生状況につきまして、とにかく年1
回モニタリングをして検証していきましょと。先ほど説明がありましたけれども、そうい
うモニタリングを行って、結果を育成、管理、反映していくということ。それから、他の事
業者と連携をしながら技術的な知見、蓄積、育成の改善を図っていくというような管理計画
案が示されまして、部会としては、再生計画に関しましては一定の改善が図られたと認識い
たしました。

第3点目は、やはり沢の保全という問題で、今回の事業拡張によりまして、沢の集水区域
が一部減少するということですので、そうした拡張の影響を考慮して、事業期間全体を通し
て沢周辺の環境影響に配慮した対策が必要という意見が出てまいりました。

当初の保全計画は、沢に集中して生息する湿性植物の半数を移植するというものでしたけ
れども、これに加えて、集水区域のスギ・ヒノキの間伐を行って、林床の植生を繁茂させて、
水源涵養の機能を確保する保全計画書が必要なのではないかということも事業者から示され
ました。

同時に、沢の流量についても定期的にモニタリングを行って、流量に大きな変化があった
場合には、注目される植物種を移植するという保全計画案も示されましたので、部会とし
ては、これを了承したことになっております。

4点目は、ここにあります緑地管理の問題、特に獣害対策の問題に対しても意見が出まし
た。植栽した苗木とか移植した個体の食害がかなり確認されていますので、獣害対策保全計
画書にちゃんと明記すべきであろうという意見がありました。当初は、かなりそこが手薄だ
ったものですから、もう少しそこを加えたほうがいいと。全国的に広がる獣害問題ですので、
事業者の取り組みに加えて、都とか地元、自治体と連携した対策が必要であろうという意見
が出てまいりました。

こうした委員からの意見に対しまして、事業者からは、無人撮影カメラを設置して、獣害
の発生状況、動物種とか頻度とか侵入経路あるいは行動をモニタリングして、状況に応じて
ネット柵の設置などの適切な対策を検討するという改善案が示されました。

また、獣害対策を実施するに当たっては、都が策定した特定鳥獣保護管理計画等を参考に

しながら、青梅市とも協議の上で対策を進めていくという改善案を示されまして、部会としてはこれを了承したことになっております。

以上、列記しましたとおり、部会で取り上げられました質問や意見を踏まえて、事業者側は事業計画ですとか自然環境保全計画書の内容を改善してきましたので、その内容について各委員から了承をいただきました。

議論の最後には、先ほど1－6を用いた説明がありましたけれども、事務局から本案件が条例の第52条の許可基準を全てクリアしているという説明もあったということです。

部会といたしましては、条例規則上の許可基準に適合していることに加えて、部会での意見を事業計画に反映させて、自然環境に十分配慮した計画となっていると判断をいたしました。

そこで最後3回目、2月6日に開催いたしました規制部会におきまして、後ほど御説明があると思いますが資料1－7にある希少動植物に対する配慮等、許可条件がかなり厳しいものとなっていると判断していますけれども、それを付した上で6名全員が許可相当であるという結論に至りました。

許可条件としましては、希少植物の移植、残留緑地及び植栽緑地の管理、モミ群落の代償措置に関して、詳細な実施計画書をちゃんと作成しなさい。それと年1回モニタリングを行い、都に報告することということ。また、先ほど説明の中で触れてありましたが、希少な猛禽類に関してはモニタリング調査を実施して、生息状況に変化があった場合には適切に対応して、保全策を都と協議することなどを部会から提言することで了解をしたということでございます。

以上が部会報告でございます。

○村山会長　ありがとうございました。

それでは、今、説明がありました事務局からの説明、それからただいまの下村部会長からの部会報告を踏まえまして、御審議をいただければと思います。

発言のある方は、挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○保坂委員　世田谷区長の保坂です。

初歩的な質問でありますけれども、5年前に拡張許可がなされて、また改めてということで、今、さまざまな自然環境に対する代替措置などが説明されたと思うのです。全体として、40年ほど前にこの採掘が開始されて平成44年までということで、50年を超えて採掘がされる

わけなのですが、これは最終的に、この採掘限界といいますか、つまり5年前にも拡張しているので、今後、新たにまた追加ということが法令上、条例上あり得るのかどうか。どの程度が限界なのかということをお聞きしたいのです。

緑地にしたりして、そこにはもう手をつけないということではないかと思うので、一定の限界があらうかと思うのです。

○村山会長 拡張する限界はあるのかという御質問ですが、いかがなのですか。

○内藤緑環境課長 東京都の自然環境条例につきましては、特段、いわゆる総量規制といった規制はとっておりませんので、今後、この許可期間が終わる平成44年以降に事業者が計画を継続したいということであれば、その際にはまた改めて申請をいただいて、御審議をいただくことになるかと思います。

あと、地元の青梅市の対応なのですが、基本的に一つの採石の許可は20年以内にとどめてほしいという市の意向がございまして、事業者もその意向を受けて今回19.5年ということで、その後の事業の継続性については、その際にまた事業者のほうで判断ということになるかとは考えております。

○村山会長 いかがでしょうか。

○保坂委員 ということは、今回、御説明された代替措置等の環境の修復については、相当いろいろ細かく考えていると思うのですが、将来は、またこれと違う場所に展開していくということもあり得るということなんでしょうか。

そうすると、今回、最善を尽くした代替措置が影響を受けるとか、そういったことを5年前にもやっているのでは、議論しなければいけないのではないかと思います。

○内藤緑環境課長 拡張する可能性については、確かに今後、可能性としてはあるかと思えます。

一方で、こういったモミの再生についても取り組んでいただいておりますので、やはり東京都といたしましても、そういった取り組みがしっかり継続されるように、また仮の話なのですが次の事業拡張の予定があった際には、我々としてもそういった取り組みが継続されるように、しっかり指導はしていきたいと思っております。

実際、今回、審議会に付議される以前に、私どもは事業者から申請の相談を受けて、かなり事前指導をさせていただきました。緑地率をもっと上げたほうがいいのではないかと、そういった取り組みも積み上げた中で今回のこの形になっておりますので、引き続き、その点については御指摘を踏まえまして、緑地の確保等含めてしっかり私どもとしても指導して

いきたいと考えております。

○村山会長 よろしゅうございますか。

○保坂委員 はい。

○村山会長 ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○江藤委員 概要版のほうを読んだだけで、本日の厚いものはまだ見ておりませんが、その範囲で気がついたことと質問を幾つか出させていただきます。

諸種の環境調査を行っていくというのはわかります。特にその回復について、植物や動物についての手法は細かく説明されているなという感じがいたします。そういう諸環境調査を行ったのは、この会社がどこかの専門調査会社に委託していると思われませんが、それをどこに委託したか、どこが行ったかということは、あるほうがいいのではないかと気がいたします。つまり、信憑性という観点、それから責任はあくまでもこの会社に最終的にはあるかと思いますが、専門的な責任はそれぞれの調査会社にもあるだろうと考えるからであります。

それからもう一点は、岩石の採石量が、これまでの採石量をもとにした経験的なものから、これからの総採掘量が書かれているように感じます。つまり、採掘量についての計算が、余り根拠が示されていないのです。先ほどの質問に関係するように、予定採掘量が足りない場合はどうなるのか、あるいは達した場合は途中でやめるのか。それは採掘結果としての地形が変わってくるということにもつながるのではないかとということで、そういう根拠がもうちょっと確実に計算されるほうがいいのではないかと感じました。

以上です。

○村山会長 事務局は、いかがですか。

○内藤緑環境課長 まず、1点目の自然環境調査の実施主体でございます。御指摘のとおり、あくまで事業者は採石業者でございますので、この調査に当たっては専門の業者に委託してやっていると聞いております。アジア航測ということで、これまで都内でもいろいろな調査をやっているということですので、実際、我々が事前指導をするに当たっても、今回の成木開発の担当者とアジア航測の担当者を両方呼んで、一緒に事前指導をさせていただいておりますので、そういう意味で、調査の精度については我々も確認をしながらやっているところでございます。

2点目の採石量につきましては、御指摘のとおり年間35.7万トンということなのですが、

幾つか制約がございます。一つは、やはり地元との合意形成、いわゆる毎日ダンプでどんどん出ていくものですから、地元の青梅市との協定の中で、1日当たりの台数が決まっております。大体10トントラックで1日当たり117台ということで地元と協定をしておりますので、そうすると、おのずと年間の採掘量が決まってくる。

ちなみに、季節変動もあるのかを我々も確認したのですが、ほぼ年間を通じて一定の採石をされるということでございます。

また、今回もう一つ量を決めるファクターとしまして、採石の期間でございますが、先ほど申し上げたとおり、青梅市との調整の中で20年以下でおさめてほしいということがございますので、そういった中で総採石量が算出されているところでございます。

○村山会長 いかがでしょうか。その答えでよろしゅうございますか。

ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。

どうぞ。

○金井委員 野鳥の会の金井です。

非常に大部な資料と審査、御苦労さまだと思います。

代替措置とか、かなり詳しく書かれていて、その後、モニタリングの体制とかもされているということなのですが、一点、モニタリングの報告を受けた後の評価を誰がどういう体制で行うのかということに関して全然ないのです。

前にも、モニタリング等は審議会にも後で何かあったら状況を報告したほうがいいのではないかとお話ししたような気もするのですが、やはり報告書を都が受けた後にそれをどういう体制で評価するのか、評価体制まで含めて完結ではないかと思うので、そのところをこれから考えてほしいということ。実際、今回の場合はモニタリングとかの評価は、やはり大学の研究者さんといった立場の人が入って、現況を確認して、その後の維持管理を進めていくとしたほうがいいと思うのです。何か考えがあるようでしたら、お聞きさせていただきたいと思います。

○村山会長 いかがですか。

○内藤緑環境課長 事務局からお答えいたします。

金井委員から、移植しっ放しではなくてしっかりモニタリングをすることは当然なのですが、そういったところをしっかりとどう評価するのかということは以前から問題提起をいただいております。それは、私どもも承知しております。

ちょっと審議会にどういふところは引き続き検討させていただきたいのですが、今回そ

ういった御指摘もありまして、私が説明をすっ飛ばしてしまったところがあるのですが、例えば、概要版の56ページをご覧いただきたいと思います。左に表がございます。この成木開発も、従前から事業の拡張をするに当たっていろいろ注目種、いわゆる希少植物等の移植措置をしておりました。

今回、この移植計画を作成するに当たって、やはり一つ検証が重要であろうということで、左側の表に書かれておりますように、過去移植を実施した植物の実績をまずまとめなさいという指示を私どももいたしました。網かけの部分が芳しくないというところで、なかなか草本の種類によってうまくいくもの、うまくいかないものがあると。

その要因は何なのかということで、いろいろ検証していただいた結果、右下に効果と課題がございます。いろいろ特有の問題もあるのですが、一つ大きかったのが獣害でございました。なかなかこれが外圧によってなるものですから、そこで我々としても、この獣害対策を今回、しっかり保全計画書の中で位置づけなければいけないのではないかと。これは部会からも御指摘をいただいて、対応したことでございます。

したがいまして、モニタリングの評価につきましては、引き続き東京都としてもしっかりやっていきたいとは思っているのですが、こういった審議会の中でも適宜紹介をしながら進めていきたいと思っております。

もう一点の維持管理につきましては、この事業者は、許可の処分をした後もいろいろなモニタリングをしたりする必要があるでございますので、そういった部分につきましては、事業者のほうも専門家の意見を聞きながら実施していきたいという意向でございます。

以上です。

○村山会長　いかがでしょうか。

どうぞ。

○金井委員　ありがとうございます。

そういう専門家の関与で実際にやっていただけたと思うのですがけれども、やはり先ほど江藤委員からも出たように、本人が名前を出したくないとかということがあれば別ですけれども、よく報告書ではあると思うのですがけれども、やはりこの調査に関しても、例えば奥付にだれが実施したかといったものとか、進めていくに当たってどういった方の意見をもらって進めたかといったことも含めて公開されるということが、実際の情報公開の必要な部分だと思いますので、今後、考えていただければと思います。

○村山会長　ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○河野委員 河野と申します。よろしくお願いいたします。

非常に専門性の高い議案で、お聞きするのも恐縮なのですが、私なりに持っている疑問についてお聞きしておきたいと思います。

今回、採石事業の拡張によって、減少する緑を回復するという事で、モミの若木を植栽するとしています。先ほども御説明があったとは思いますが、新しい場所への順応について、これまでの試験的な取り組みでは実効性があるという御説明もありましたけれども、この検証については、やはりしっかりとすることが必要だと思うのですが、どのような状況なのかをもう一度伺っておきたいということが一つです。

それから、シカとかカモシカの獣害のお話がありました。せっかくの苗木を食べてしまうこともあると思うのですが、そういう植えた苗とか、あるいは地元からとった種子から育った苗がどのくらいの率で生育していくのか。シカやイノシシからネットで防御することが示されていますけれども、その食害については防いでいくことができるのか、確実なのかという点が心配されます。

あとは、私もモニタリングのやり方、方法についてはどうされるのかなと思いましたがけれども、先ほど金井委員が御質問されましたので省略いたします。

もう一つは、先ほどの厚い計画書の概要版の56ページを引用されて御説明がありましたけれども、やはりシダ類を含めて、植物の移植は大変なのだなということを改めて表4. 2-7で感じております。ミズは1カ所60株程度を移植して、現存はゼロという状況とか、クモノスダも、大変厳しい状況があると。

植物の問題でいえば、太陽の光とか水とか土壌とか、いろいろな条件がそろった中でちゃんと生育していくと思うのです。それから、シカの食害の問題からも守らなくてはならないという点で、注目される植物の種の保全ということが先ほどの資料1-1でお話がありましたけれども、きちんこの計画に沿って確実な移植、生育繁茂が可能であるのか。その点についても、繰り返しになるかとは思いますが、お答えいただければと思っております。

以上です。

○村山会長 いかがでしょうか。

○内藤緑環境課長 まず、1点目のモミが伐採されることの代償として、モミを含む群落、混交林をつくることにつきましてです。

やはり、私どもも部会の皆さんと検証する中で、実際、本当にうまくいくのかということこ

ろは、技術的な部分でまだ蓄積はされていない部分もございました。それを踏まえまして、一つ方向性としてしっかりモニタリングをすることがとても重要なのかなと思っております。

当然、生き物相手ですので、確かに不確実性という部分でどうなるかという部分では未知数な部分がございます。ただ、これまでの試験的な取り組みの中で、ある程度うまくいくのではないかとこともございますので、これにつきましては、しっかり私どもとしてもモニタリング、この報告をしっかり受けて、着実に計画どおりにモミの代償措置が進められているのかということはしっかり確認をしていきたいと思っております。

2点目のカモシカの獣害について、どれぐらいの抑止効果があるのかというところについてです。私も現場に行ったのですが、これは結構難しい部分がございます。なかなか敵もさる者というところで、結構ネットから入ってしまうとかがあります。なので、実は次の案件もそうなのですが、やはり獣害対策というのは今後、多摩の地域の中で緑を守るに当たってとても重要な対策であると考えております。

これにつきましても、モニタリングをしながらより確実な方法、その地域に合った有効な方法、また先ほど部会長からもありましたように地元の青梅市とも連携をする、もしくは地元の猟友会さんとも連携をして、総合的な対策をとっていくことがとても重要ではないかと考えております。

3点目に御指摘いただきました希少種の移植については、例えばミズ、クモノスシダとかの御例示をいただきました。確かにミズは過去、移植したら全部なくなってしまったということなので、私どもは今、事業者のほうにもう一回検討しろと。ほかにまだあるのであれば、もう一度それを再検討しなさいという指導もさせていただいているところでございます。

移植につきましては、いろいろな要因があると思います。先ほどもおっしゃっていただいたように、そもそも移植しにくい種もありますし、移植先の環境がその種に合うのかという問題もございます。また、せっかく生育しても獣害でやられてしまうといういろいろな問題がございますので、そこにつきましても、ちょっと繰り返しになってしまうのですが、しっかりモニタリングをして、しっかり効果検証をした上で次の対策に役立てていく。こういったPDCAのサイクルに基づいて、しっかり事業者を指導していきたいと考えております。

以上です。

○村山会長　よろしゅうございますか。

どうぞ。

○河野委員　ありがとうございます。

まだ、技術開発途上のものもたくさんある緑の回復なのだなと感じました。

もう一つ、今お伺い忘れてしまったのですが、成木開発の概要書に、新たに盛り土造成2.1ヘクタールを創出ということが書いてあります。これは、採石した後に土を盛って行って、そこに植樹するということだと思うのですが、この苗木を植える土壌地盤の安定性について、心配はないのかということがあります。

というのは、私は江戸川区に住んでおりまして、御存じかもしれませんがスーパー堤防という公共事業があって、国土交通省が盛り土というか土盛りというか、土を埋めたのですが、最近、土の強度、体制が、地盤の安定性がないということが報道されたりしていて、この岩盤のところに土を盛っていくときに土砂の崩れとか、多少こちらの資料にも書いてありましたけれども、その辺の地盤の安定性についての御見解は伺っておきたいと思います。

○内藤緑環境課長 事務局からお答えいたします。

まず、今回2.1ヘクタールを造成するところが、現状としてはかなりすり鉢状の地形になっておりまして、そこに順次、施設内で発生した土砂なり岩石を埋め立てに使うということでございます。実は細かい工法については今回、こちらのほうでもまだ触れられておりませんで、実際、緑化計画を実施するに当たっては、私どものほうに詳細な計画等々、事前に提出していただくことになりますので、当然、安全面についてももしっかり配慮するような形で指導していきたいとは考えております。

○村山会長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○山崎（晃）委員 東京農大の山崎と申します。獣害に関して、少し心配な部分があるので発言をさせていただきます。

今回、植栽緑地とか間伐による残留緑地にモミをもう入れておくということがあるのですが、再三指摘があるように、獣害についての対策がまだちょっと不十分なのかなという気がいたします。

もう既に先行事例として忌避剤とかネットを使われているみたいですが、多分、余り効果がないと思うのです。むしろ、植栽をするときも、例えば段階的にやるというお話でしたけれども、周辺には草本の播種をするとか、間伐をしてかなり広く抜き伐りをしてしまうと、そこが一時的にシカやイノシシにとって非常にいいエサ場になってしまうのです。ですから、この事業の中で、下手をするとむしろ、獣にとってのいい生息環境を提供してしま

う。私はそちらのほうを心配するのです。

そのときに、ネットみたいなものとか忌避剤は、私のこれまでの経験でもほとんど効果は恒久的なものではありません。経費的なものもあると思うのですが、そういう場所に、例えば電気柵とか、もうちょっと恒久的な防鹿柵を設置するとか、恐らくそういうことを当初から考えておくことが大事なのかなと。

モニタリングも大事なのですが、何となく将来が見えてしまいますね。そこにシカが来た、イノシシが来た、掘り返された、食べられたということになると思いますので、むしろ先手を打って、そこがきちんと獣害から防御できる場所にするということ。さらに言えば、そこが獣たちにとってのソースになって、むしろそこから周辺部に広がるようなことにならないようにするという、そこまで見越した対策をされたほうがいいのかとちょっと思いました。

これは意見です。

○村山会長 何か、お答えはありますか。

○内藤緑環境課長 大変貴重な御意見をありがとうございます。

確かに委員がおっしゃるとおり、先ほど河野委員からも御指摘がありましたが、ネットとか忌避剤が決め手かという、やはりいろいろ試行錯誤しながらやっているところがございますので、きょうの御指摘はぜひ事業者から私からしっかり伝えたいと思います。

また、今後の具体的な対策をするに当たって、ぜひ御参考にさせていただきたいと思えますし、また御助言をいただければ幸いです。

ありがとうございました。

○村山会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

○保坂委員 世田谷区長の保坂です。

厚いほうの資料1－4の4－72ページに排水計画が書いてあるのです。これを読むと、やはりこの作業全体で、推計のところで河川の汚濁があったり、そういったことを防ぐために洪水調整排水施設、それから沈砂のための池をつくっていくということが書いてありますね。

その水質管理はどうなっているか、これを読む限りは見えていないで、やはり水系の中に汚濁が生じたり、あるいは新しい鉱物資源等で汚染が生じたりという心配もあると思うので、最終的に排水をしていくときのコントロールといいますか、そこはどうなっているのでしょ

うか。

○内藤緑環境課長 事務局からお答えいたします。

排水計画につきましては、先ほど簡単に御説明したのですが、当然、雨が降った場合には、そこに水がたまりやすくなりますので、まず調整池というところでしっかりとめをします。さらに沈砂池ということで、土壌の大きな粒子というものをしっかりと沈めて、上澄みを河川に流す。こういう仕組みをとることで、その周りには成木川とか川があるのです。そちらの川の汚染をしないようにしようという配慮がなされております。

御指摘いただいた水質の管理につきましては、ほかの各種の公害防止関係の規制の中で規制されていると聞いています。実際、事業者も水質調査を行っているそうです。今回の自然環境保全計画書では詳細なものは載せていなかったのですが、そういったところも当然、雨が降るたびにすごい量の汚れた水が流れると地域住民にとっても御迷惑をかけることになりますので、そこは事業者としても各種法令の中で対応しているとは聞いております。

○村山会長 ほかに。

どうぞ。

○金井委員 先ほどの御指摘とかかわるのですけれども、代替のための植栽だけではなくて、多分、事業区域はいろいろほかの地域もあると思うので、その中で、例えば外来植物とかが入ってきて、攪乱が起こったということですから入りやすいと思うのですけれども、そういったものが増えていくような場所になってしまったりする可能性も、マイナスのほうの部分であるかなと思うのです。

その辺の確認と、現地を知らないから何ともなのですけれども、何か対応が必要になったらそれを維持管理の中で対応するといったことも考えておかないといけない点もあるのかなというところで、注意していただければということが一点。

それと、モミの群落がなくなる代替措置として、計画区域の中で植栽ということが入っているのですけれども、一方で、先ほどの沢の保全のための植生改善といったことがありました。事業区域は結構広いわけで、その中で、この計画の中で考えるかは違う点もあるのかなと思うのですけれども、山林全体の植生改善、例えばスギ・ヒノキ植林のところでは間伐したところにモミを植えていけばモミ群落に変わっていくということもあると思うのです。結構、明るいスギ・ヒノキ植林だと、中でモミが生育している場合もあるのです。

それに関しては、ここの代替措置というよりも、山林を持っている所有者さんとして、この山林をどう管理していくのかといった部分の中で、せつかくのこういう場所なので自然と

全体をアップしていくとか、そういうことの中で考えていく部分もあってもいいのかなとちょっと思ったものですから、その辺も考えていただければと思いました。

○村山会長 御要望ということで、よろしいですか。

○金井委員 そうです。

○村山会長 ほかに、もし御意見がないようでしたら、最後に部会長から一言。

○下村部会長 今、いろいろ御質問、御意見をいただきまして、それに関連しまして、部会でも議論があったことを２点だけお伝えしたいと思います。

一つは、先ほど調査をしたりとか再生に対して、技術的な責任の所在の話がございましたけれども、事業者そのものも、これまで採石事業ですので、わりと収奪型の事業体だったのですけれども、むしろ自然再生を含めた事業概念を持っていただいて、その事業体そのものの変容というか、そういったものについても御指導くださいということで、都に御要望をさせていただいています。

もう一つは、いろいろモニタリングの話もあって、いろいろな事業の中でいろいろな知見とか調査結果が出てくるのですけれども、そういったものを一元的に管理するような情報の収集とかストックのあり方についても御検討いただければありがたいということで、部会の中でも都に要望させていただいたというか、そのような意見も出てきておりましたので、そのあたりを２点、付加をさせていただきたいと思います。

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、御意見も出尽くしたと思いますので、ここでお諮りをしたいと思います。

諮問第433号「成木開発株式会社拡張事業について」につきましては、本審議会として先ほど規制部会長の御報告のとおり、条件を付して許可相当であると認め、知事に答申をいたしたいと存じますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第433号「成木開発株式会社拡張事業について」につきましては、本審議会として条件を付して許可相当であるということで答申をいたします。事後の手續につきましては、事務局のほうでひとつよろしく願いをいたします。

次に、諮問第434号「株式会社村尾組成木工場拡張事業について」、まず事務局から事案の説明をお願いいたします。

○内藤緑環境課長 それでは、434号の説明をさせていただきます。

資料は、今度は資料番号2から始まるものからで説明したいと思います。

先ほどと同様に、まず資料2-1ということで、A3の資料「(株)村尾組成木工場拡張事業について」がございします。また、別紙としまして、先ほどと全く同じ体裁ではございしますが、こちらのA4の図面が1枚ございします。あと、先ほど私は概要版と申し上げましたが、こちらにも同じように概要版がございまして、右肩上に資料2-3と書かれました株式会社村尾組成木工場の自然環境保全計画書の概要がございします。もう一点、こちらの場合ですともう一つ概要版のA3の束になったものがございまして、同じく株式会社村尾組のハヤブサの保全計画書、若干薄いA3のとじたものでございします。この4つを使って、先ほどと同じような流れで御説明させていただきたいと思いますので、なるべく効率よくやりたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、資料2-1の「1 事業概要(現状)」をご覧くださいと思います。左上でございします。事業地は青梅市の東青梅駅から北西約5.7キロメートルに位置する採石場でございします。先ほどの成木開発を若干さらに北西側に進んだ場所でございします。

下の「2 主な経過」でございしますが、当事業者は昭和62年に採石場として開発許可を取得し、平成5年に拡張の変更許可を受けております。なお、事業者は平成25年に事業拡張を検討していた際、許可範囲を逸脱する採石が判明したため、平成27年に是正措置を講ずるための変更許可を受けております。今回、第2回目の拡張を行うことにより、事業を継続する意向でございします。

下の「3 申請内容及び申請理由」をご覧くださいと思います。まず、申請内容として、事業区域を5.6ヘクタール拡張し、それに伴いまして、採石期間を20年間延長する計画でございします。

こちらの別紙のA4カラー刷りの図面でございしますが、これも上が現況、下が計画完了後になっております。今回、黒い点線で囲った区域、先ほどとかなり似た位置にあるのですが、こちらが今回、申請のあった拡張区域でございします。

また、申請の理由につきましては、平成5年に許可を受けた区域での採石が終了したために、事業者は区域の拡張を計画したところでございします。

まず、資料2-3の概要版の8ページをご覧くださいと思います。中心に地図がございしますが、これは拡張する区域を検討した結果でございします。まず北側でございしますが、斜線の部分が埼玉県でございまして、県境に近く、県境をまたぐ採石事業は難しいこと、また、この境界近くは埼玉県の自然公園区域に指定されていることから、北側は回避をしております。

す。

東側でございますが、表土層が厚く、採石に適さない土地であることから回避をしております。

南側は、民家や都道、成木川が近接していることに加え、青梅市は河川をまたいだ採石事業は基本的に認めないという方針でございますので、南側も回避をしております。

今回拡張します西側でございますが、先ほどとかなり似た案件ではございますが、モミ群落の一部存在するものの、行政の方針に抵触せず、良質な岩石が得られることから、事業者は北西部の開発を検討しているところでございます。

資料2-1にお戻りください。下の「4 事業計画及び緑地の変化」をご覧いただきたいと思います。事業区域全体の面積を今回5.6ヘクタール拡張することで、採掘区域を5.7ヘクタール拡張する計画でございます。

残留緑地面積は0.2ヘクタール増、植栽緑地面積も2.2ヘクタール増としておりますが、全体の分母となります事業区域の面積が増加することから、緑地率は2.1ポイント減となる計画となっております。

次に、右上の「5 自然環境調査の結果（概要）」をご覧いただきたいのです。事業者は、今回の計画を策定するために自然環境調査を実施しております。

概要を表でまとめておりますが、詳細については資料2-3、概要版の15ページをご覧いただきたいと思います。左の表に調査指標の概要を記載しております。事業者は平成23～26年にかけて、事業区域及びその周辺において調査を行い、保全計画書の作成に向けた基礎情報を収集いたしました。さらに、情報の更新のため、事業者は平成27年、28年に補足調査を実施しております。経年変化のある植物種、植物群落、猛禽類であるハヤブサや沢沿いの底生植物について補足調査を実施しております。

概要版の19ページをご覧ください。右側に、植物群落の調査結果をまとめております。先ほどとかなり似ているのですが、やはり基本は、ここはスギ・ヒノキ植林が大部分を占めておりますが、黒い点線のところ、紫っぽいところでアルファベットのAと書かれておりますが、ここにモミ群落が0.24ヘクタール確認されております。

次の20ページをご覧いただきたいと思います。事業区域内の植物群落の特徴をまとめております。ぐるっと写真があるのですが、下のほうに⑤、⑥とございます。これがスギ・ヒノキ植林でございますが、しっかり間伐の管理がされていることで、下草がしっかり繁茂しております。しかし、左の縦の列、①～④とございます。これはモミ群落やクリーコナラ群落

でございますが、ここは亜高木層、いわゆる高い層の木が非常に繁茂しておりまして、林内が非常に暗いことに加えまして、ここも獣害の影響が考えられるのですが、非常に林の下が裸地化している、余り草が生えていない状況でございます。

次の21ページをご覧ください。左の図は、平成23～28年に実施した植物種の調査結果でございます。これらの調査から、注目すべき種は22種確認され、採掘区域には補足調査でコシダなど5種の注目種が確認をされております。

少しページが飛びまして31ページをご覧ください。右側に地図が書かれているのですが、これが大径木、大きな木の調査結果をまとめております。この採掘区域には大径木が23本確認されておりまして、そのうちモミが19本、コナラが2本、ヤマザクラが2本ございました。

ちょっとページを戻らせていただきたいのですが、同じく概要版の22ページをご覧ください。ここからは陸上動物等の調査結果でございます。22ページでは哺乳類の調査結果でございますが、注目すべき種としましてはコキクガシラコウモリ、ニホンザルなど4種の生息が確認されております。

次の23ページをご覧ください。鳥類の結果でございますが、注目種としましてハチクマ、フクロウ、オオタカ、カワガラス、サンコウチョウなど37種類が確認されております。

次の24ページをご覧ください。ここは爬虫類及び両生類でございますが、爬虫類はシマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシなど10種の注目種が確認されております。また、両生類につきましては、調整池に、やはりここでもモリアオガエル、あと事業区域周辺にカジカガエルやタゴガエルなど7種が確認されております。

次の25ページをご覧ください。昆虫類の注目種としまして、ムカシトンボ、ハルゼミ、オオムラサキ、ゲンジボタルなど、事業区域周辺の河川沿いを中心に16種が確認されているところでございます。

次の26ページをごらんください。水生生物の注目種の生息状況でございます。付着藻類はタンスイベニマダラが1種、魚類についてはアブラハヤ、シマドジョウなど4種が事業区域周辺で確認されております。底生動物は、補足調査を合わせてヌカエビ、サワガニなど14種の注目種を確認しております。

ページが戻って大変恐縮なのですが、18ページをご覧ください。18ページにつきましては、採掘の拡張による水循環の影響を調査した結果でございます。左下の図2. 2-7のとおり、拡張による成木川の河川流量への影響はほとんどないということでございます。採掘区域内に、北側に沢がございますが、こちらの集水域も4.6%と、わずかであるこ

とが確認されております。

最後に、28ページをご覧ください。猛禽類の確認状況でございます。猛禽類はオオタカ、ノスリ、ハヤブサなど1目2科8種が確認されております。オオタカにつきましては、確認例数が少なく繁殖行動も確認されていないことから、事業区域及びその周辺では繁殖はしていないと考えております。平成26、27年のモニタリング調査におきましても、繁殖に係る行動は確認をされておられません。

なお、ノスリにつきましては繁殖の兆候が確認されたことから、事業区域で林内の踏査調査を行ったものの、営巣の実績はなく、事業区域から2キロメートル離れた稜線で営巣が確認されております。また、26年のモニタリング調査でも、別の2カ所で繁殖が確認されてはおるのですが、平成27、28の直近の2年間で確認したところ、いずれも巣の利用の痕跡はなく、その巣の一部も崩壊をしていたということです。このことから、事業区域には餌場として利用されているとは推測されているのですが、採石事業による影響はほとんどないと考えられております。

以上、自然環境調査を事業者も実施してまいりましたが、これを踏まえまして、自然環境に配慮した開発事業の実施に向けて事業者が取りまとめた保全計画の概要について、これから御説明をしていきたいと思っております。

資料2-1にお戻りいただきたいと思っております。右下の「6 自然環境保全計画書の概要」をご覧ください。まず「残留緑地の管理 植栽緑地の計画」についてでございますが、全体として条例で定めました緑地基準を上回る緑地を確保する。それとともに、新たに2.2ヘクタールの植栽緑地を整備する計画となっております。

この詳細につきましては、概要版の39ページをご覧ください。39ページでございますが、残留緑地の大部分を占めますスギ・ヒノキの管理につきましては、右の図にありますように7つの管理区分を設けまして、都の森林再生事業に準じまして、7年に1回程度、間伐を実施する計画となっております。

少しページが飛びますが50ページをご覧ください。左側の写真を見ていただきたいのですが、ここでは緑化の計画が掲載されております。左上の写真にありますとおり、これまで小段、いわゆる犬走り部にアラカシ、コナラ、アカマツなどの郷土種を植栽し、針広混交林として順調に育成していることから、事業者としても引き続き植栽を実施して、緑を増やしていく計画としております。

資料2-1にお戻りください。右下の表の2点目の「モミ群落の保全」でございます。0.24

ヘクタールのモミ群落は尾根付近のため、移植が大変困難であり、伐採せざるを得ない状況でございますので、このモミの代償措置として、スギ・ヒノキ植林0.3ヘクタールをモミを含んだ混交林に転換をする。あわせまして、犬走り部にモミを植栽する計画を予定しております。

この詳細につきましては、概要版の41ページをご覧くださいと思います。右の地図でございますが、モミの代償措置を実施するエリアとして、①～④と書かれておりますが、こちらの4カ所を設定しております。

1枚おめくりいただけますでしょうか。幾つか写真が載っておりますが、平成25年に判明しました事業者の採掘区域の逸脱に対する是正措置としまして、モミ群落の育成に事業者は取り組んでおります。右の写真にございますように、現在、モミの幼樹を育成しながら、モニタリングをしつつ育成管理を行っているところでございますが、事業者はこうしたモミの育成地を1カ所追加して、モミの再生をしっかりと取り組んでいこうという計画でございます。

次のページのイメージ図をご覧ください。先ほどとかなり似ているものなのですが、やはり基本はスギ・ヒノキを一部伐採しまして、必要に応じてモミの幼木を補植しながらモミを含む森林の整備を進めていきたいと考えているところでございます。

46ページをご覧くださいと思います。右上の地図でございますが、今回、先ほどの成木開発と1点違うところは、村尾組は、事業区域内で育成したモミの幼木を、小段と呼ばれているところなのですが、犬走り部に植栽をして、モミ群落の再生を目指す計画を予定しております。

一部、下の写真にあるのですが、小段の犬走り部のところに、種子から発芽したモミが一部定着をしていることから、こういった犬走り部においてもモミの代償措置を行える可能性があると考えております。

資料2-1にお戻りいただきたいと思います。右下の表の3点目の注目される「植物種の保全」でございます。自然環境調査から、新規の採掘区域に注目される植物種が確認されたことを受け、そこに生息する注目種4種の全個体を残留緑地に移植する計画でございます。

また、集水区域の面積が減少する北側の沢においては、地下水位のモニタリングを実施し、生態系への影響が懸念された場合は、注目種の保全策等を進める予定でございます。

詳細につきましては、概要版の56ページをご覧ください。左側の地図でございますが、今回、採掘でなくなってしまう地域で、移植をする注目種の位置と個体数をまとめております。

58ページには、移植をする候補地を写真と地図で示しております。基本的には、移植対象

種の性質に合わせた候補地を選定しております。

資料２－１にお戻りいただきたいと思います。右下の表の「獣害対策」でございます。これまで植栽を実施する中で、シカによる食害問題がやはりここでも顕在化しているところでございます。

これにつきましては、概要版の50ページをご覧くださいと思います。50ページの右上のほうに地図がございますが、こちらにアルファベットでA、B、C、Eとございます。これは過去、採掘区域の逸脱を是正するために、事業者が植栽を実施してきております。下の写真２つはAエリアとCエリアの写真でございますが、ヤマハンノキ、アキグミが順調に生育しております。

51ページの左の写真については、Bエリア、Eエリアの状況を示しておりますが、写真でもわかるのですが、ここでも植栽した苗木の食害が確認されている状況でございます。

このため、事業者としては獣害対策を保全計画の中でしっかり明確に位置づけをしまして、ネット柵などの防止措置を行っていく予定でございます。

資料２－１にお戻りいただきたいと思います。以下、５点目の「カエル類の保全」から「切土・盛土」までについては、先ほどの成木開発と同様の対策を講じておりますので、説明については割愛をさせていただきたいと思います。

以上の自然環境調査をもとに、事務局でまとめた開発許可基準の適合状況につきまして、資料２－６で御説明をしたいと思います。お手元に御用意いただけますでしょうか。

まず、既存樹木の保護検討につきましては、山頂付近でモミ群落の移植が難しいということもございますので、モミが混成する樹林の規制など代替措置を講じておりまして、適正に保護の検討がなされているものと考えております。

次に、１号の土地利用、施設計画、工事の施工方法についてです。これも基準を大きく上回る緑地を確保する計画であること、また小段、犬走り部に速やかに緑化を行いまして、周辺樹林との調和を図る。まだ、段階的に発破をするなど、振動・騒音に対しても配慮されているということでございます。

また、２号につきましても、こちらでは自然公園とか住環境がございますので、そういったことを踏まえて西側を設定するほか、回復緑地を図るなど、土地の形質変化を最小限にとどめることとしております。

次の第３号から第７号までにつきましては、先ほどの成木開発と同様の措置が講じられていることから説明は省略させていただきますが、本案件につきましては、許可基準を全て適

合しているものと事務局としては判断しております。

案件の概要説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○村山会長 ありがとうございます。

本件につきましては、規制部会で御審議いただいておりますので、その結果につきまして下村部会長から御報告をいただきたいと思います。

○下村部会長 それでは、株式会社村尾組成木工場拡張事業に関する規制部会の報告をさせていただきます。これも資料２－２を使って、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、審議の経過ですが、これは平成28年10月11日に第１回目の審議を行いまして、12月22日に２回目、先ほどと同様ですが平成29年２月６日に第３回目の審議です。３回の審議を行っております。

主な審議項目は資料２－２に挙げておりますものなのですが、１つ目、こちらは0.24ヘクタールですけれども、ここもモミの群落の一部が消失するということで、ここもやはり代償措置について実施すべきだということで検討いたしております。ただ、この事業者は、先ほど説明にはありましており、平成25年に伐採区域の逸脱が判明いたしまして、そのときに厳しく、こちらでも残留地域でのモミの育成を求めていますし、実施してきた経緯があります。現状につきましては、実際にモミの実生とか幼木の生育がその中で確認されておりますので、今後も技術的にモミの群落の代償措置は可能であると事業者としては考えていたということのようです。

そこで、事業者は伐採区域の拡張に伴う伐採に対しても、代償措置として先ほど説明がありましたとおりスギ・ヒノキ植林からモミの混成林に林相転換を行うということを通してあるいは犬走りの件も補足がありましたけれども、モミを植栽していくということで代償措置を検討しているということです。

これに対して規制部会は、先ほどと同様ですけれども、ちゃんとモニタリングを定期的にする必要があるでしょうということ。それから、関連する他の事業者と情報共有をする必要があるのだという御指摘がありまして、これに対しまして事業者のほうからは、混成林への転換状況を、年に１回モニタリングで検証しながら育成管理に反映させていくということと、他の事業者と連携をして知見をしっかりとストックしていきますよということで計画書が示されましたので、部会も了承したということでございます。

注目される植物種の保全措置に関してなのですが、実は最初の計画を見た折に、委員から、新規の採掘区域における植物調査の結果を見たところ、注目種を含めて全体的に確

認された植物種数が少ないのではないかという指摘がありました。

そこで事業者が、今回の保全計画書のベースとなった平成23年、26年の調査結果に加えて、環境アセスメントのほうでも実施していた23年、24年の調査結果がありましたので、それを加えていただいたということ。それから、平成28年の10月、11月に、新規採掘区域の周辺を含めてですけれども、追加調査を実施してもらいました。その追加調査で新たに確認された注目種として、先ほど御紹介がありましたトウゲシバ、ナガバノイタチシダについては、移植対象種に追加するという保全計画案を示していただきました。

それでも、まだやはり少ないのではないのかという御指摘もありましたので、事業者からは、一つは伐採区域付近は常緑樹がかなり混成していて、林内が暗いということ。それから、やはりシカの食害がかなり既にあって、それで下層植生がかなり貧弱になっているという説明がありました。そうではあるものの、事業者としては、もう一度、多くの草本が芽吹く平成29年の春の段階で、植物種の追加調査を行うということを申し出ていただきまして、それについて、もし注目種が確認された場合には、移植等の保全措置を講ずるということを保全計画書に明記していただいて、部会としても了承したという形になっております。

あと、3点目は植栽管理、獣害対策ということですが、ここでも既に獣害がかなり確認されているということでした。先ほどの成木開発のケースと同様、都とか地元の自治体とも連携した対策が必要でしょうという意見があったということです。

そうした意見を踏まえて、事業者としても、これまで植栽した苗木の定着率等を分析したと申しただいたわけですが、イロハモミジとかヤマザクラ等がシカの食害を受けやすいということもこの中で判明をしたので、そういった点も明記をしていただいて、獣害対策の傾向を少し示していただくことにしました。

先ほどこっちと不十分だろうという御専門からの御指摘がありましたけれども、この結果をもとにネット柵の設置と侵入防止策を講じて、都の特定鳥獣保護管理計画等を参考にしながら、青梅市とも協議の上、対策を進めていくというような計画案が示されましたので、これもそういう点で、部会が了承したということでございます。

4点目の水循環の問題も、ここでもやはり問題になりました。新規の採掘区域は沢の最上流部、源頭部を含んでいて、改変により北西部の沢の土壤水分が低下して、湿性植物が影響を受ける可能性があるのではないかという指摘がありました。

この指摘に対しまして事業者からは、集水区域の面積自体は、全体は4.6%として小さいということですし、北西部の沢は湿潤性の高い環境ではなくて、土壤水分の変化に敏感に反応

しやすい植物はそもそも少ないのですよという見解も示されました。

ただ、やはり沢への影響は全くないということは言い切れませんので、事業者として、北側の沢周辺での植物と地下水位のモニタリングをここでも実施するという追記をするということで、部会も了承した形になっております。

いずれにしても、今後モニタリング調査を継続しながら、専門家の助言のもと、事業地内の繁殖状況にも配慮した保全策を実施するという事で、部会も了承したということになっております。

以上、4点について、主たる論点としてお示ししましたけれども、そうした質問とか意見を踏まえて事業者は保全計画書の内容を改善しておりまして、その内容について、専門の委員から了承をいただいたということでございます。

また、資料2-6を用いて、事務局から本案件が条例の規則第52条の許可基準はクリアしているという説明がありました。そのようなことを踏まえまして、部会の結論といたしまして、本案件につきまして条例規制上の許可基準に適合していることに加えまして、部会の意見を事業計画に反映させていただきました。自然環境に配慮した計画となっているということで、2月6日に開催されました規制部会で、資料7が許可条件ですけれども、希少植物種に対する配慮等についてより厳しい許可条件を付したという形になりまして、6人全員が許可相当であるという結論に至りました。

許可条件としましては、希少植物の移植の問題、残留緑地とか植栽緑地の管理の問題、それからモミ群落の代償措置に関して、詳細な実施計画書を作成してくださいということと、年1回モニタリングを行って、都に報告をすること。特にハヤブサに関しましてはモニタリング調査を継続的に実施して、生息状況に変化があった場合には適切に対応して、保全策を都と協議するということを、部会から提言させていただいております。

以上が部会の報告でございます。

○村山会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明、それから下村部会長からの報告を踏まえまして、審議をいただきたいと思います。

発言のある方については、挙手をお願いいたしたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

○金井委員 これは先ほどのところと非常に共通する部分が多いと思うので、多分、先ほど

出たところの部分はこちらでもやっていただきたいなと思ったのが一つです。

先ほど、保坂委員からもありましたけれども、ここは先ほどの場所と非常に近いだけではなくて、見ると同じ流域に、かなり採石場が集中している感じがあります。この辺は青梅市さんの判断も出てくるかとは思うのですけれども、やはり特定の場所に集中するような状況をどうするのか。その辺、東京都内の丘陵地というか公園の区域から外れる部分で今度は集中してくるような状況もあると思いますけれども、やはり採石場をどのようにするのか、同じ場所に集中させないようにしたほうがいいのかという部分でのゾーニングは考えていただいたほうがいいのかかなという気がしました。

この辺は、質問というよりも意見かなと思います。

○村山会長 ほかにいかがでございましょうか。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 簡単な質問なのですが、採掘区域逸脱ということで、一応、指導されたということですね。この区域が、この示された資料の中でどの区域だったのか。それが悪質なものであったのか、悪質性みたいなものは余りなかったのか。その辺はいかがですか。

○村山会長 どうぞ。

○内藤緑環境課長 事務局からお答えします。

まず、逸脱につきましては、この図面の中で簡単に御説明したいのです。今回、緑を戻したというところで、薄緑のところが今回、新たに再生したところでございます。どこに本来どこに残すべきだったのかが、今、私の手元にはないのですが、ちょっとわかりにくいのですが薄緑のところは、是正措置の際にももとの緑地基準に戻すためにもう一回緑地にし直したということがまず一点でございます。

2点目の悪質性につきましては、前回、こちらの審議会でも御審議いただきましたが、基本は、計画の社員間での不徹底であるとか、そういった境界の確認作業が十分になされていなかったことが大きな要因でございます。したがって、再発防止策としても年に2回の境界の確認をするとか、そういった計画をしっかりとつくって、社内体制をもう一度整備し直して、再発防止策を講じさせているところでございます。

以上です。

○村山会長 どうぞ。

○河野委員 ハヤブサについてお話がありましたので、簡単に申し上げます。

環境局のレッドリストで、青梅市を含む西多摩地域では最も絶滅の危険性が高いランク、

絶滅危惧種IAということになっています。人工巣とかいろいろ工夫があるようではございますけれども、ぜひ生殖が守られるように事業者にもきちんと指導しながら環境局としても取り組みを進めていただきたいということを改めて要望しておきます。

私は、先ほどの433号と434号の諮問の議案が大変似ておりまして、この2つの議案について、一括して意見を述べさせていただきたいと思っております。

今回の採石場2カ所の事業拡張の変更は、率直に申し上げまして、さまざまな角度から自然環境に及ぼす影響は大変大きいと判断しています。地元の青梅市は2カ所の碎石事業の地域拡張について、東京都環境局宛てに、昨年11月に意見書を提出されているようです。その中には、土石採取後の保全に伴う植栽については、地域の植生を考慮するとともに、事業完了後の跡地利用については、事業完了以前から青梅市及び地元住民との協議をするように事業者を指導してもらいたいなど、幾つかの項目が載せられております。いろいろ資料を読ませていただきまして、今回の事業の拡張の計画変更で、例えばモミの植栽が実施されても、その回復は15～20年の歳月がかかるということが計画書から読み取ることができます。貴重な多摩地域の緑の保全に、東京都環境局としても青梅市を初めとして関係する機関、団体、個人の方々と一緒に緑、水、動植物などを守るように最善の努力をしていただきたい。このことを要望として申し上げておきます。

○村山会長　ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○佐伯委員　2点だけ申し上げたいことがあります。

まず1点目は確認ですが、モミ群落の代償措置について、この群落が残留緑地に接しているような場所にありますが、この部分を残留緑地としてできるだけ残して、ほかの部分の採石する、もしくはちょっとその部分は諦めるということが、計画としてはどうしてもできなかったということでこのような計画になっているかどうかという点。

もう一点は、先ほどの委員の方の意見とも似ているのですが、やはり地域の人々、地元の方々にこういった採石事業に伴って、いろいろな動植物に対して少なからず影響のある可能性がある、もしくは実際に影響があることを、何らかの形で発信していく必要があるのではないか。

この中の資料で、住民の方にこういった説明をしたとか、もしくは住民の方からこのような要望があったとか、そういった部分を見つけることができなかったのも、ぜひ青梅の地元の方々にも、こういった開発に伴う動植物の保全とどういう折り合いをつけてどういう形に

持っていきたいかということが、より強い形で発信されるといいのではないかと思います。

以上です。

○村山会長 事務局から。

○内藤緑環境課長 1点目のモミ群落の代償についてなのですが、やはり最初、これを何とか残せないかというところは、東京都からも申し上げましたし、規制部会の中でも最初そういう意見がございました。

ただし、どうしても尾根の部分にありますので、そこだけを残して、後は採掘することが非常に安全管理上も難しいということで、我々としてもやむを得ずということで、代償措置というように検討を、頭を切りかえたところでございます。

2点目としては、たしかこちらには載っていないです。ただ、これまで採石業でずっとやってきたところがありますので、住民説明会は年に2回やっております。住民からは、その都度、意見をいただいて、御意見をいただければ対応するという体制もっておりますし、結構問題になるのがダンプなのです。ダンプにつきましても、ちゃんと社員教育を徹底して、そういった住民に迷惑のかからない、交通マナーを守るといった取り組みをしておりますので、住民とのコミュニケーションは、事業者もこれまでやっている中でしっかりとられてきているのかなと思っております。

○村山会長 御意見はこのくらいでよろしゅうございましょうか。それでは、御意見が出尽くしたようでございますので、お諮りをいたしたいと思います。

諮問第434号「株式会社村尾組成木工場拡張事業について」につきましては、本審議会として、規制部会長の御報告のとおり、条件を付して許可相当であると認め、知事に対し答申をしたいと存じますけれども、そういうことでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第434号「株式会社村尾組成木工場拡張事業について」につきましては、本審議会といたしまして、条件を付して許可相当であるということで答申をいたします。事後の手續につきましては、事務局のほうでひとつよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項として、計画部会に付託しております諮問第432号「自然公園ビジョンの策定について」、中間のまとめ案がとりまとまったということでございますので、亀山部会長から御報告をお願いいたします。

○亀山部会長 それでは、計画部会から報告させていただきます。詳細は、後ほど事務局か

ら説明してもらいますけれども、私からは、これまでの検討の中で特に部会委員全員がほぼ一致した思いの部分、大事に考えていることにつきまして、かいつまんで御報告いたします。

計画部会はビジョンの構成や内容につきまして、これまで4回にわたって議論を重ねてまいりまして、先週開催されました部会が4回目でしたが、現時点での原案資料は既に80ページ近いボリュームになっております。本日は、その中のダイジェスト部分が資料3-2で、中間のまとめ案という形で御提示してございます。

初めに、自然公園の制度の歴史や自然公園の指定の歴史、さらには自然を保護する観点から見たときの制度の欠点とか課題とか、あるいは環境教育とか観光などの利用のニーズ、地域の高齢化や過疎化といった課題と自然の状況の関係など、現状の課題につきまして検証いたしました。そして、東京の自然公園の持つポテンシャル、特徴といったものを整理して、このポテンシャルを最大限に生かすことが目指すところだろうという整理をいたしました。

今回のこのビジョンでは、後に資料3-2で御説明をいたしますけれども、東京の自然公園の目指す姿を3本の柱に整理して、これを実現するための今後の施策についても、目指す姿に沿って整理いたしました。

加えて、これを各公園に落とし込んだ場合、こういった目指す姿になるかにつきましても整理をしてございます。

資料3-2が中間のまとめでございますが、これをもってパブリックコメントにかけようと考えてございます。ここでは目指す姿、今後の施策の基本的な考え方について述べてございます。中間のまとめとしては非常にコンパクトなものを用意させていただいております。計画部会としては、先ほど申し上げました80ページほどの大部なものであるよりは、中間のまとめとしてはこの程度でよろしいのではないかと考えたわけでございます。

最終版につきましては、この中間のまとめの原案よりもあと3点ほど強調すべきポイントがあると考えておりまして、今後、取りまとめに向けてさらに充実させるように事務局に指示しておりますので、それについて御紹介しておきます。

1点目でございますが、自然公園は東京都の行政面積の36%、要は、都の3分の1が自然公園なのですが、カバーしていることの意義でございます。面積率が非常に高く、全国2位になるわけでございますが、非常に高いという事実だけではなくて、その意味するところあるいはその意義を現状の中でしっかり書き込んでもらいたいと事務局には言ってございます。

自然公園は、東京の緑のネットワークあるいは緑の基盤、生物多様性といったものを維持する役目が非常に大きいということでございますので、そのあたりを書き込んでいただきました

いという意味でございます。つまり、自然公園は東京の自然の基盤を大きく包み込んでいる、包含しておるわけございまして、昨今の言い方をすればグリーンインフラという言葉があります。緑の基幹施設という言葉でございますが、東京のグリーンインフラの基幹をなしているということで、そういった位置づけが大事なことはないかと考えております。

2点目でございますが、自然に関するデータの管理や活用についてでございます。今回、検討を重ねてきた中でわかったことでございますけれども、東京都はさまざまな行政目的でいろいろな部門が自然環境や生物多様性に関する調査を行っておりますし、また、開発に際しても、事業者によるアセスメントの情報がある。あるいは近傍の大学において調査研究が行われていたりするので、情報には非常に恵まれているはずなのですが、これらが全く体系的にストックされていない。また、活用もされていない。これは大きな問題だろうと考えております。この困った状況を正面から捉えて、明記しておくよう提言してあります。今回の中間のまとめでは、今後の施策展開の中にそれについて少しだけ触れております。

3つ目は、2つ目の点とも関連しますけれども、生態系サービスなどその自然の価値あるいは状況等をきちんと伝えていくことについてでございます。東京の自然公園にはビジターセンターも幾つかありますけれども、その地域の自然等を紹介するにとどまっているように思われます。これから2020年東京大会が開催されるわけでございますが、内外から多くの方が訪れる都心部においても情報収集と分析、発信の機能を担えるといいと考えております。このあたりも中間のまとめの今後の施策展開に少し触れております。

東京の自然に関する多様な情報を整理して、都民あるいは外国人を含む多くの来訪者にその内容を公開して伝える、いわば博物館のような機能を持った施設が欲しい。それが、来訪者のための情報センター、本当の意味でのビジターセンターになるのだろうと考えてございます。

そのほか、東京には多摩川、荒川、江戸川の三大河川がございますが、この河川は風景的にも非常に大事なものでありますし、動植物が非常に豊かでございます。まさに自然公園的なものでございますので、これを自然公園に位置づける必要性あるいは融合性なども議論してまいりました。

本編では、河川が自然との連続性の確保について記載する予定となっております。また、自然と人の営みとの関係性を維持することの重要性、あるいは滞在型利用の促進などについても進めてもらいたいと考えて、施策に盛り込んでございます。

さらに、観光資源として、外国人の利用者などさまざまな人の利用を念頭に置いた施設整

備やアナウンスも必要だということで、盛り込んでございます。

ポイントとしては以上のところかと思いますが、詳細につきましては事務局から御説明いたします。よろしくお願いします。

○村山会長 事務局からお願いします。

○根来自然公園担当課長 ありがとうございます。自然公園担当課長の根来でございます。よろしくお願いいたします。

続けて、事務局のほうから検討の経過と内容につきまして、資料３－１と３－２に沿って御説明申し上げます。

まず、A4、１枚の両面コピーのものです。資料３－１をご覧ください。「１ これまでの検討の経過」でございますけれども、昨年９月27日の諮問、計画部会への付託以降、計画部会は４回開催され、ビジョンの構成や内容について検討が進められました。また、計画部会での検討に前後し、都庁の関係各局や環境省、林野庁、多摩地域や島嶼地域の各自治体との意見交換などを開催し、内容についての意見交換や合意形成を図ってまいりました。先ほど部会長から御報告いただきましたように、最終取りまとめに向けた原案は相当のボリュームのものとなっておりますが、今回、構成や基本的な考え方などについてパブリックコメントを行いたいということで、エッセンスを凝縮した中間のまとめとなっております。

中間のまとめの構成は同じ資料３－１の２にございますように「はじめに」から始まりまして現状と課題、特徴・価値、目指す姿、施策展開、各自然公園の目指す姿というような構成になってございます。

計画部会の検討においては、まず現状や課題を整理いたしました。これまで余り広く語られてこなかった歴史的経緯等についても言及することとしております。課題は、資料３－１の３のとおり、５点程度に整理してございます。最初の３点、自然・風景地の保護、利用あるいは生物多様性に関する課題は、まさに自然公園法の制度目的として掲げられている３点に対してどのような課題があるかということを整理した上で、実際、事業を運営していく中のいろいろな社会的な要請のお話ですとか、あるいは執行体制についての課題等についても加えて整理させていただいているところでございます。

これは、資料３－２の中間のまとめの案では３～８ページ目あたりになります。最終取りまとめに向けましては、各種データを盛り込みながらおおむね30ページ程度のボリュームに、この章だけでなると想定しております。

先ほど部会長から御指摘がありました行政区域の36%を占める意義ですとか、データの不

足といった点についても、ここで書き込みを強化する予定でございます。

資料3-1に戻りまして、4でございます。目標を検討する前に、東京の自然公園が有しているポテンシャルとも言える特徴ですとか、あるいはその価値について整理を行いました。その結果、そこにお示しいたしました4ですけれども（1）～（3）の3点を、東京の自然公園の価値や特徴として整理しております。多様性と連続性が非常に豊かであるということ、それから人の営みとの関係性が濃いということ、かつ背後地に巨大な市場を持っているような都心部からの近接性が圧倒的に優位な状況にあるという3点でございます。

この点につきましては、資料3-2の中間のまとめ案では9～12ページ目において、それぞれの柱を整理させていただいてございますが、最終取りまとめでもほぼ同じボリュームになると想定してございます。

続けて、資料3-1の裏面の5をごらんください。先ほど整理いたしましたこれらの自然公園の価値ですとか特徴を最大限に発揮させることこそが、目指す姿にぶつかるであろうということで整理させていただいております。あわせて、最初に整理した現状や課題を念頭に、その目指す姿を実現するために今後、行う施策展開についても整理いたしました。

目指す姿はⅠ～Ⅲで整理してございます3本という形で整理されてございます。まず1点目「Ⅰ 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園」としております。守るべき自然を明確にして、規制だけに頼らずに、きちんと加えるべき手は加えながら保護、再生をしていこうという考え方でございまして、ここに先ほど御指摘のありました情報の収集なども入ってございます。

2点目として「Ⅱ 人と自然との関係をとるもつ自然公園」としてございます。東京の非常に大きな特徴、魅力の一つである人の営みと自然との深い関係を大切にして、それを維持、活用していくという考え方でございます。

3点目「Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園」といたしました。東京のこの多様性にあふれる豊かな自然ですとか地域固有の文化、景観を観光資源として捉え、集客を促すハード、ソフトの展開を図るとともに、自然そのもののすばらしさ、価値、いわば生態系サービスの価値、存在意義といったものが、なかなか今まで伝えてこなかったわけですけれども、これを現地にお越しになれないような方々にも伝えていく、全ての納税者の皆様方にも御理解いただきたいということで、発信力強化に努めていくものでございます。

これらを実現する施策が、それぞれ括弧書きの3～4項目で御説明させていただきます。

1点目のⅠに対応する施策といたしましては、まず先ほど申し上げた情報の収集・分析ですとか、あるいは外来種対策などを積極的に行っていくということですか、地域の方々と合意形成しながら同じものを目標としていくことですか、先ほど河川のお話が出ましたけれども今までのそういった縦割りではなく連続性を重視した事業展開をしていくことで整理させていただきます。

2点目の「人と自然との関係をとirimott自然公園」を目指すための施策の展開といたしましては3点整理してございます。1点目は、いわば宝の掘り起こしという部分でございます。地域の魅力ですとか活力といった宝を素材に引き出していくということ。（2）といたしましては、そういった関係性がわかる場の提供。滞在性の向上ですとか、そういったものを取り組んでいくということです。3点目は、それらにはやはり人が非常に大切だということで、人材育成に関する施策をやっていくということを掲げさせていただいてございます。

Ⅲになりますが「誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園」にしていくために、1点目といたしましては、いろいろな内外の方が訪れやすいということでハード整備していくこと。（2）として、情報発信を強化していくこと。（3）として、ロングトレイル等を念頭に、回遊性を向上させていくこと。（4）として民間事業者ですとかNGO、NPOさん等、多様な主体と連携していくということを挙げさせていただいてございます。

資料3-2の中間のまとめでは、ここの部分につきましては目指す姿を13ページに、今後の施策展開については14～18ページ目に挙げさせていただいております。最終的には、それぞれ目指す姿につきましては各項目について1ページ以上、施策展開につきましては括弧書きの項目ごとに1ページということで、おおむね3要素合わせて20ページ程度を盛り込みたいという方向で今、関係機関と調整を行っているところでございます。

資料3-2の中間のまとめの19～21ページ目にございますように、これらの目標を公園別に見たときにどうなるのかというところが5章でございます。最初の取りまとめにおいては、各公園の位置や面積、魅力、課題、目標などについてもここでお示しさせていただくような構成にしたいということで準備を進めているところでございます。最終取りまとめでは、本章について25ページ程度になるかと考えてございます。

なお、このビジョンの策定に当たり始めましたとき、9月の諮問時にはたくさんの御意見を頂戴いたしました。連続性を重視すること、施設間連携を行うこと、あるいは自然情報の発信、収集、NGO等との連携、土地所有者の方への配慮、利用者によるSNSの発信の活用ですとか地域振興、産業労働局等と連携した観光施策とか、そういったものに対して非常にたく

さんの御意見をいただきまして、先ほど来、出ているモニタリングの重要性ですとか、情報発信の拠点強化といったことについて御意見をいただいていたところでございます。

いただいた御意見については、ほとんど盛り込む方向で今、まとめてございますので、このエッセンスがちりばめられた中間のまとめというものを、この段階でパブリックコメントを行っていきたいと考えてございます。

今後なのですけれども、このパブコメの結果を受けて、それを反映させていくとともに、最終取りまとめのときには、新たに1章、リーディングプロジェクトに相当するものを加えるという形で、計画部会で引き続き御検討いただく予定でございます。最終的には、資料編として、用語集ですとか諮問時に御紹介いたしましたあり方懇談会からの意見書あるいはモニターアンケート等の経緯についても御紹介していく予定でございます。

非常に駆け足でございますが、事務局からの補足の説明は以上でございます。

○村山会長 ありがとうございます。

以上、説明があったわけでございますけれども、中間のまとめということでございます。今、この前のときにいろいろいただいた意見については、極力反映をしているという説明もあったわけでございます。それを踏まえて、御意見がある方についてはお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

○斉藤委員 新人の委員の斉藤でございます。目黒区選出の都議会議員でございます。

私は生物多様性に配慮した都市像を追いかけております。小笠原諸島にも行ってまいりました。27時間かかった時期ですけれども、グリーンアノールで大変御苦勞されている地元の取り組みなども実感してまいりました。西之島は今、大変なことが小笠原諸島内で起こっておりますが、国立公園というか自然公園の枠から超える、環境省が直接やっている話かもしれませんが、ちょうど中間取りまとめの19ページに各自然公園の目指す姿にある小笠原国立公園のところに、世界に誇る独自の生態系が保全・再生されているとあります。まさしく今、西之島で起こっていることは、世界でもまれに見る生態系の創造の部分が見てとれる生きた博物館というか生きた多様性が進行しているわけです。

こういったことも、東京都の中でのことかどうかわかりませんが、広く都民に関心を持っていただく中で、世界的な出来事だと思いますので、どこのレベルでこれを取り込まれるかわかりませんが、その捉え方について教えていただければと思います。

○村山会長 どうぞ。

○根来自然公園担当課長　ありがとうございます。

西之島はそもそも自然公園になるのかですとか、国の中でも土地所有が決まってないという状況の中では、西之島についてはお答えにくい部分もあるのです。一応、今おっしゃっていただいた独自の生態系ですとか、生きた博物館として見せていくことは非常に重要だと考えてございます。

小笠原に限らず、実は三宅島等においても噴火後、すごい植生の遷移が進んでいる状況ですとか、随所にそれぞれのいい生きた自然の博物館的な情報を御提供できる素材が東京の自然公園に散らばってございます。そのあたりは施策の中にも書いてございますけれども、自然の意義ですとか意味ですとか、そういったものを発信する取り組みあるいは滞在型でやっていくことですとかエコツーリズムというようなものを促進、導入していくようなことで、皆さんに広く伝えていきたいと考えてございます。

○村山会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○井本委員　井本でございます。

規制部会で、今までかかわらせていただいていたのですが、今回、この自然公園の話を読ませていただいて、規制部会の立場からしても、このような情報整備が進んでいくと、開発許可を評価するときにもより客観的に、かつ公平に判断できるのではないかと思います。

今、やはり困るのは、例えばトウゲシバが大事だとかクモノスダが大事だとか、いろいろ出てくるわけですが、実際に東京都の中でそれがどこにあるか。実際に保護されている自然公園の中にあるのかどうかということも、ほとんど情報がないわけです。ばらばらにアセスメントとかで調査されている場合もありますけれども、それが埋もれてしまっているということがあると思います。

ぜひ、これはすばらしい方法だと思いますので、情報を収集して、それを活用できるように提供いただけるようなシステムを、自然公園の整備とともにつくっていただければ大変うれしいということを申し上げたいと思います。

もう一つ、やはり自然公園も、開発許可ともかかわってくることなのですが、空間的な意味性というのですか、関係性というものを自然公園の評価の中に入れていただければうれしい。

というのは、例えば里山の中にあるモミの自然林と、山奥にあるモミの自然林では意味が

違うと思うのです。やはり、周辺に何があるか。そこにだけしか残っていないのか、それとも連続して残っているから重要なのかとか、周辺に何があって、そこにあるという空間的な関係性、連続性という言い方もありますけれども孤立性も含めて、土地との関係で、グリーンインフラという言葉が先ほどこちよっとありましたけれども、そういった東京都の重要な緑資源として、周辺も含めて自然公園の評価に言葉として加えていただければ、我々としても非常に使いやすい計画になるのではないかと感じたところでございます。

○村山会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○五十嵐委員　今、ほとんど井本委員におっしゃっていただいたのですけれども、大変貴重な情報がたくさんあると思うので、それを生かしていただきたいと思います。

前回、御報告があったところから短期間で大変よくまとめていただいて、さまざまな意見を入れ込んでいただいて、すばらしいものになったと思います。ぜひ、これを生かしていただきたいと思います。

あえて御質問申し上げたいことが、読ませていただいてⅢで「誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される」という言葉については、かなり御議論があったと思うのです。私はちょっと3番目の「誰からも理解される」という部分が、いろいろなことを御考慮の上だと思うのですが、ここだけが受け身形になっていて多少理屈っぽい表現になっていることが気になったので、こういう表現になった経緯をお聞かせ願えればと思います。

○根来自然公園担当課長　難しい御質問です。受け身になった理由というところが、私も今、説明が整理し切れていないのですけれども、やはりここは非常に重要だと考えてございます。最初の諮問のときに御紹介いたしました、あり方懇談会の中でも、外部の方からも、ふだんかかわっていない方からも、その意義を知らなかったとか、もっとそこにきちんと投資をしたり何なりすることの価値を皆さんにわかっていただいたほうがいいだろうというところがあって、来る人だけとかかかわる人だけではなくて、日々、自然公園と接点のない人にもわかっていただきたいという思いを込めたところがあります。

もちろん、それは海外の方とか都外の方も含めてなのですけれども、そこで理解を得ていくと言ってしまふとちょっとおこがましいかなという部分もありまして、非常に広い自然のおおらかさとか豊かさとか懐の深さというところが、みんなを包み込んでいくとか受けとめていくという期待も込めまして「誰からも理解される」という形で整理させていただいているところでございます。

○村山会長　どうぞ。

○下村部会長　今のことにもすごく関連するのですが、もう時間ですが2点だけ簡単に。

この報告書は、とてもきれいにまとめていただいている、ただ、これから受ける印象のことについて、2つ。

一つは、今ありましたあり方懇談会なのです。あり方懇談会のメンバーは全然ここのメンバーと違って、自然環境の保全ですとかあるいは自然公園になじみのない、いわゆる一般の方で、それぞれ専門をお持ちの方とか地元の方だということだったのですが、その中で強調されていたのが今の話で、ほとんど知られていないじゃないかという委員がたくさんいらっしゃるのに、島嶼部もそうですし奥多摩エリアにしても、ほとんど知られていないではないかと。理解というか知っていただくということを、理解も含めてぜひ進めてほしいということが一つあったのです。

それから、あと自然公園というのも、もっと新しいイメージはないのかと。若い人に受けとめていただき方ですとか、世代間交流とか地域間交流という場として、自然公園というよりもそういう場として、もっと新しい概念として発信できないのかということがあったのです。それを9月のときでしたか、ここであり方懇談会の御説明を7ポイントで説明いただいたのですが、そのときも、いろいろ出てきた意見というのはやはり計画系に近い意見で、あり方懇談会の雰囲気とここの雰囲気と、ちょっと違っているなど。それが、この中に出ているのだと思うのです。ですから、もっと知ってほしいというあたりのところは、入っているのですが、もう少しニュアンスとして強めていただくこともあっていいのではないかと。

もう一つは、2点目の新しい考え方ですが、今、都市公園も時代が変わってきて、多面的な活用をしなければいけない。国立公園も、おとしに、地域との協働ということを中心に強調した。従前の、行政が管理して一般の人が広く利用するという公園といったことに対して、もう枠組みが変わってきているだろうということなのです。行使というあり方の枠組みが違う中で、もっと公園が新しいイメージを出していく必要があるのではないかと。これが今、問われているところです。そういう、もっと知ってもらいたいということとか、あるいは公園というものが次の時代に来ていますよという雰囲気がもうちょっと出ていったほうが、都民全体には受け入れていただきやすいのかなと思います。

ここで、非常にかっちり議論をしていただいたという印象なのですが、次の時代に

来ているなと思います。その点、もう少しイメージとして、あるいは副題とか頭の部分とか入れるところはいろいろあると思うのですが、そういうニュアンスを入れていただけるといいかなということを、要望として発言させていただきます。

○村山会長 予定されている時間も経過をしているのですが、もし、どうしてもという方があれば。

どうぞ。

○田中部会長 温泉部会長の田中です。

きょうの御報告を聞いて、ビジョンを取りまとめるということとビジョンを実現するための施策を、具体的にどう展開していくのかというところの関係性が見えないです。

例えば、このビジョンを公表した後で、このビジョンを展開するためのマスタープランなりアクションプランというものを、行程表を入れたような形でさらに検討されるのか、あるいはこのビジョンそのもののの中に既に施策の展開は入っていますということなのかというところが、見えにくいのではないかと思います。

その辺は今後、検討する余地があるのか、ないのか、現時点でのお考えをお聞きできればと思います。

○根来自然公園担当課長 今の御質問にお答えさせていただきます。

ビジョンは、もちろんまず目指す姿を打ち出していくというところが大きいのですが、それも、それを実現するためにどのような施策をしていくかということは、4章のほうにお示しさせていただく予定です。その説明を今、あわせて説明してしまったので、ちょっと私の説明が下手で伝わりづらかったかもしれないのですが、先に目指す姿、3本の柱を整理させていただいて、それを実現していくために何をしていかなければいけないのかということまでを示していくビジョンとなりますので、実際、このビジョンが行政計画として出た後は、それに基づいて個別の事業展開を図っていくという性格のものになる予定でございます。

○田中部会長 ありがとうございます。

○村山会長 最後に。

○河野委員 時間が押しているところを済みません。簡単に3点、意見と要望を述べさせていただきます。

部会長のお話にもありました調査し、情報を発信していくということは、とても大事なことで、この審議会でも既に議論はなさってきていると思うのですが、私も自然環境保護団体

とか専門家の方とかに御意見を伺いました。やはり、関東を見回しますと、6県で自然史博物館とかそういうものが設けられていて、一例では群馬県がユニークな展示方法をしたり、学芸員もかなりの人数を配置し、自然史報告書も出しているとかという取り組みが進められているということも伺いました。東京都でも、ぜひ都立の自然史博物館というものを今回のビジョンの中に位置づけていただけると、多くの方々の期待に応える自然環境行政が進められるのではないかと思います。

2点目が、都の都レンジャーです。この方々が大変活躍されております。都レンジャーの身分は、舩添さんの都知事の時代に、専門委員から非常勤職員に変わったと聞いています。専門委員という身分のときには、都レンジャーの役割として、知事が委託する自然の保護と利用に関する調査研究を行うとか、そうしたことがしっかり位置づけされていたわけですが、非常勤になった現在は、そういう調査研究を含めて、かなり役割も変わってきているという状況が起こっておりますし、処遇の面でも、受け取る給与がかなり大幅にダウンしている。そういう点で、私はいろいろ新聞記事とかブログとかを見たのですが、都レンジャーの創設と専門委員の位置づけを東京都に働きかけた有名な登山家の方が、非常勤という都レンジャーの現状について、現場を大切にしない判断と感じられて残念と書かれております。都レンジャーを専門委員に戻すことも含め、増員についても検討していただくことをビジョンの検討をあわせて御検討いただきたい。

最後に、国との連携、支援の強化についても、都としても御検討の課題に入れていくというか、審議会としてそういうことも議論の一つのテーマとして位置づけていただければありがたいと思っております。

以上です。

○村山会長 今、さまざまな御意見を頂戴いたしました。

では、簡潔にひとつよろしく。

○江藤委員 このビジョンに示されていない感じがしますが、大分前から、国連の事業だと思えますけれどもジオパークという選定が行われております。それは、自然そのものの魅力、すばらしいところを紹介していくプロジェクトなのですが、東京都も幾つか選定されているのではないかと思います。その点についても、どこかに触れていただくほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○村山会長 いろいろ御意見をいただいたわけですが、それらも踏まえて、

計画部会においてさらに検討を進めていただきたい。

パブリックコメントについては、計画部会としてされていくということですね。

○亀山部会長 はい。

○村山会長 わかりました。

以上で、きょう予定しております案件についての審議は全て終了いたしました。

そのほか、事務局から連絡事項などあれば、よろしくお願いします。

○宮武計画課長 連絡事項はございません。

長時間にわたり御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

○村山会長 きょうは、本当に活発な御議論ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第137回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。きょうはどうもありがとうございました。

(午後 1 2 時 1 1 分閉会)